

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和5年11月6日(2023.11.6)

【公開番号】特開2023-65676(P2023-65676A)

【公開日】令和5年5月12日(2023.5.12)

【年通号数】公開公報(特許)2023-087

【出願番号】特願2023-35774(P2023-35774)

【国際特許分類】

H04N19/70(2014.01)

10

【F1】

H04N19/70

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月26日(2023.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロセッサによって実行される、ビデオ符号化のための方法であって、当該方法は：

ある符号化ツリー単位サイズを有するビデオ・データを受領する段階と；

前記符号化ツリー単位サイズに対応する2つのフラグを、シーケンスパラメータセット

またはスライスヘッダにおいて信号伝達する段階であって、

前記信号伝達する段階は、

前記2つのフラグのうちの第1のフラグであって、第1の符号化ツリー単位サイズに対応する第1のフラグを信号伝達し、

前記第1のフラグが1である場合は、前記2つのフラグのうちの第2のフラグを信号伝達することなく前記第1の符号化ツリー単位サイズに基づいて前記ビデオ・データを符号化し、

前記第1のフラグが0である場合は、前記2つのフラグのうちの前記第2のフラグを信号伝達し、信号伝達される前記第2のフラグに基づいて前記ビデオ・データを符号化することを含み、

前記第2のフラグが1である場合は、前記ビデオ・データは第2の符号化ツリー単位サイズに基づいて符号化され、前記第2のフラグが0である場合は、前記ビデオ・データは第3の符号化ツリー単位サイズに基づいて符号化される、

方法。

【請求項2】

前記2つのフラグは、32ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグ、64ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグ、および128ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグのうちの2つを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記32ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが最初に信号伝達され、前記64ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグは、前記32ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが1に等しくないことにに基づいて信号伝達される、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記64ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが最初に信号伝達され、前記32ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグは、前記64ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フ

40

50

ラグが1に等しくないことに基づいて信号伝達される、請求項2に記載の方法。

【請求項5】

前記32ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが最初に信号伝達され、前記128ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグは、前記32ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが1に等しくないことに基づいて信号伝達される、請求項2に記載の方法。

【請求項6】

前記128ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが最初に信号伝達され、前記32ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグは、前記128ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが1に等しくないことに基づいて信号伝達される、請求項2に記載の方法。

【請求項7】

前記64ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが最初に信号伝達され、前記128ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグは、前記64ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが1に等しくないことに基づいて信号伝達される、請求項2に記載の方法。

10

【請求項8】

前記128ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが最初に信号伝達され、前記64ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグは、前記128ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが1に等しくないことに基づいて信号伝達される、請求項2に記載の方法。

【請求項9】

前記ビデオ・データに関連する前記符号化ツリー単位サイズが64ピクセル×64ピクセル以上であることに基づいて、64ピクセル最大ルーマ変換サイズ・フラグが信号伝達される、請求項2に記載の方法。

20

【請求項10】

前記32ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが最初に信号化されて1に等しいことに基づいて、前記64ピクセル最大ルーマ変換サイズ・フラグは信号伝達されない、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記64ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが最初に信号伝達されて0に等しいことに基づいて、前記32ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが信号伝達され、1に等しく設定され、前記64ピクセル最大ルーマ変換サイズ・フラグは信号伝達されない、請求項9に記載の方法。

30

【請求項12】

前記128ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが最初に信号伝達されて0に等しいことに基づいて、前記32ピクセル符号化ツリー単位サイズ・フラグが信号伝達され、1に等しく設定され、前記64ピクセル最大ルーマ変換サイズ・フラグは信号伝達されない、請求項9に記載の方法。

【請求項13】

前記第1のフラグは、最小の符号化ツリー単位サイズが適用されるかどうかを示し、前記第2のフラグは、最大の符号化ツリー単位サイズが適用されるかどうかを示す、請求項1に記載の方法。

40

【請求項14】

前記第1のフラグが最初に信号伝達され、前記第2のフラグは、前記最小の符号化ツリー単位サイズが適用されないことに基づいて信号伝達される、請求項13に記載の方法。

【請求項15】

前記第2のフラグは、最小の符号化ツリー単位サイズが適用されるかどうかを示し、前記第1のフラグは、最大の符号化ツリー単位サイズが適用されるかどうかを示す、請求項1に記載の方法。

【請求項16】

前記最小の符号化ツリー単位サイズが適用されないことに基づいて、64ピクセル最大ルーマ変換サイズ・フラグが信号伝達される、請求項13に記載の方法。

【請求項17】

50

プロセッサによって実行される、ビデオ・デコードのための方法であって、当該方法は：
エンコードされたビデオ・データを受領する段階と；

シーケンスパラメータセットまたはライスヘッダにおいて2つのフラグを設定することによって信号伝達された、前記ビデオ・データに関連する符号化ツリー単位サイズを、前記エンコードされたビデオ・データから判別する段階であって、

前記2つのフラグのうちの第1のフラグであって、第1の符号化ツリー単位サイズに対応する第1のフラグを読み、

前記第1のフラグが1である場合は、前記2つのフラグのうちの第2のフラグは信号伝達されず、前記第1の符号化ツリー単位サイズに基づいて前記ビデオ・データをデコードし、

前記第1のフラグが0である場合は、前記2つのフラグのうちの前記第2のフラグを読み、信号伝達される前記第2のフラグに基づいて前記ビデオ・データをデコードすることを含み、

前記第2のフラグが1である場合は、前記ビデオ・データは第2の符号化ツリー単位サイズに基づいてデコードされ、前記第2のフラグが0である場合は、前記ビデオ・データは第3の符号化ツリー単位サイズに基づいてデコードされる、
方法。

【請求項18】

請求項1ないし17のうちいずれか一項に記載の方法を実行するためのコンピュータ・システム。

【請求項19】

一つまたは複数のプロセッサに請求項1ないし17のうちいずれか一項に記載の方法を実行させるためのコンピュータ・プログラム。

10

20

30

40

50